

# 静岡県立大学短期大学部附属図書館長の任期及び選考に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学短期大学部附属図書館規則第 3 条第 1 項に規定する附属図書館長（以下「館長」という。）の任期及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 館長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 任期の途中で館長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の事由)

第 3 条 館長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 館長の任期が満了するとき。
- (2) 館長の辞任を学長が理事長に申し出たとき。
- (3) 館長が前 2 号以外の事由で欠員となったとき。

(選考の時期)

第 4 条 館長候補者の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- (1) 前条第 1 号による場合は、任期満了日前 1 月までに選考を完了する。
- (2) 前条第 2 号又は第 3 号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(館長候補者の選考)

第 5 条 学長は、短期大学部の専任教授のうちから館長候補者を選考し、理事長に申し出る。

(任命の手続)

第 6 条 理事長は、前条の規定による申出を受けた館長候補者を、館長として任命する。

(委任)

第 7 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の制定前に館長であった者（以下「従前の館長」という。）で引き続きこの規則により館長に任命されたものの任期は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、従前の館長としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。